

障がいのある子どもの 教育支援と就学事務の手引 (改訂版)

令和5年1月
愛媛県教育委員会



愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」

はじめに

平成 18 年の「障害者の権利に関する条約」の採択以降、各種制度が整備され、特別支援教育は、インクルーシブ教育システムの構築を目指して大きく進展してきました。

令和 3 年 1 月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」が取りまとめられ、特別支援教育の方向性が改めて示されました。また、同月の中央教育審議会答申「『令和の日本型教育』の構築を目指して」では、全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することや全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備の重要性に鑑み、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据えた連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が求められています。

さらに、令和 3 年 6 月には、上記有識者会議報告を踏まえ、「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）の内容について、障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂が行われるとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を就学に関わる全ての人に理解してほしいということから「障害のある子供の教育支援の手引」に名称が変更されました。

新たな手引きでは、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や就学先を判断する際に重視すべき事項等の記載の充実が図られ、障がいのある子どもやその保護者、市町教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学に必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

そこで、県教育委員会では、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」の内容を踏まえ、障がいのある子どもに対する早期からの一貫した支援を一層充実させるため、「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引（改訂版）」を作成しました。

関係の皆様におかれましては、スムーズに切れ目なく障がいのある子どもへの教育支援がなされるよう本手引を活用していただくとともに、今後とも特別支援教育の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

令和 5 年 1 月

愛媛県教育委員会

目 次

はじめに

第1章 障がいのある子どもへの教育支援の在り方

1 早期からの一貫した支援の重要性	1
2 就学に係る制度改正等	1
3 障がいの種類・程度と就学先の決定の在り方	3

第2章 就学先決定及び就学先変更のプロセス

1 就学に向けた準備の支援	5
2 就学先の検討と決定	6
3 就学後の学びの場の柔軟な見直し	8
4 就学に関わる相談担当者等の心構えと求められる専門性	9

第3章 就学事務について

1 就学義務	10
2 就学事務に関する手続	11

第4章 就学事務手続の解説

手続1 翌年度の当初から県立特別支援学校に入学	15
手続2 小・中学校から県立特別支援学校への転学	16
手続3 県立特別支援学校から小・中学校への転学	17
手続4 県立特別支援学校間の転学	18
手続5 県立特別支援学校から県外の特別支援学校への就学	20
手続6 県外から本県の特別支援学校への就学	21
手続7 特別支援学校へ区域外就学した者の終了	22
手続8 県立特別支援学校に就学している者の変更	23
各様式	24

第5章 教育支援に関するQ & A

Q & A	43
-------	----

第6章 関係法令等

1 学校教育法施行令	45
2 学校教育法施行令の一部改正について	49
3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について	51
4 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	55

第1章 障がいのある子どもへの教育支援の在り方

1 早期からの一貫した支援の重要性

障がいのある子どもに対して、その障がいを早期に把握し、その発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義があります。

また、障がいのある子どもが、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子どもの自立を生涯にわたって支援していく体制を整備することも必要です。

このため、学校教育段階では、早期からの教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子ども一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した支援が強く求められます。

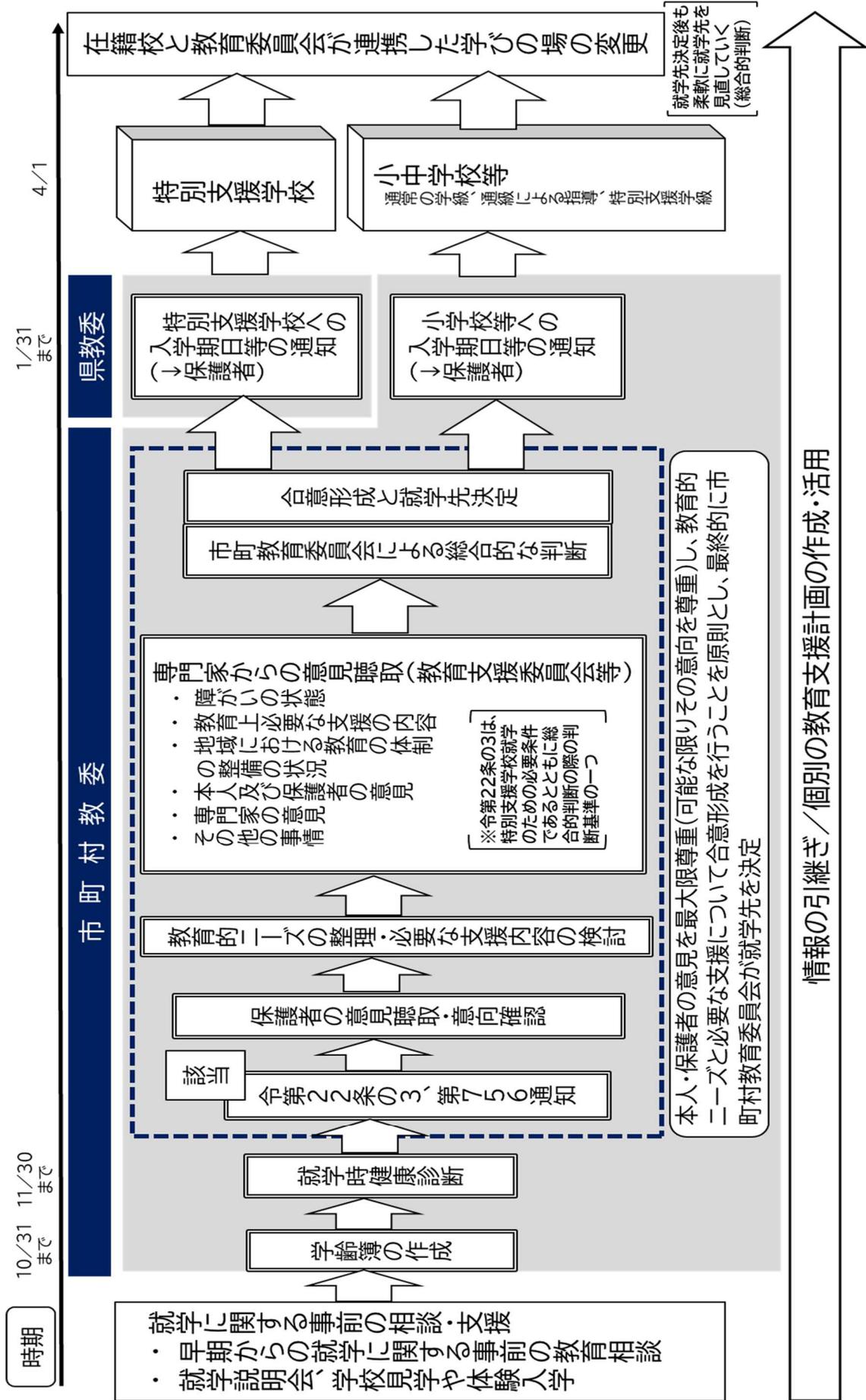
障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を**一貫した教育支援**と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要です。

2 就学に係る制度改正等

障がいのある子どもの就学については、平成23年に障害者基本法が改正され、本人及び保護者に十分な情報提供を行うことや可能な限りその意向を尊重することが規定されたほか、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が取りまとめられ、これを踏まえて、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成25年9月1日に施行されました。

これにより、学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいのある児童生徒は、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校へ就学することを可能とするこれまでの制度を改め、市町教育委員会が総合的な観点から就学を決定する仕組みとなりました。また、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるようになりました。市町教育委員会には、保護者の意向を確認し、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討し、教育支援委員会等で**専門家の意見を聴取した上で、総合的な判断を行い、合意形成を進めながら就学先を決定**することが求められます。

◆障がいのある児童生徒の就学について（手続きの流れ）



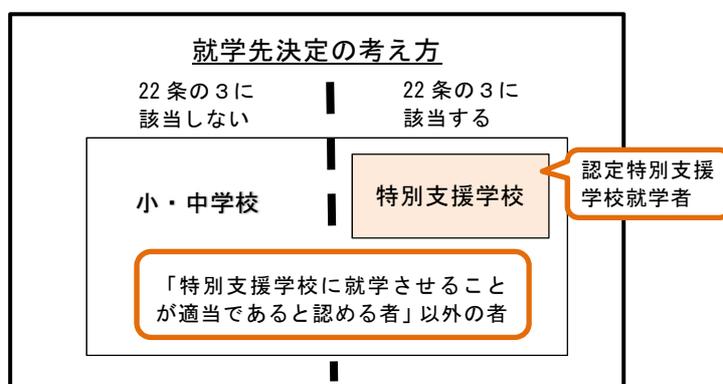
3 障がいの種類・程度と就学先の決定の在り方

特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第 72 条に規定する視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者であり、その障がいの程度については、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定されています。

就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定することとなっています。

なお、学校教育施行令第 22 条の 3 については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持ちませんが、一方、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとしての機能は引き続き有していることに留意する必要があります。

◆認定特別支援学校就学者とは



学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、当該市町教育委員会がその者の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を「**認定特別支援学校就学者**」としています。



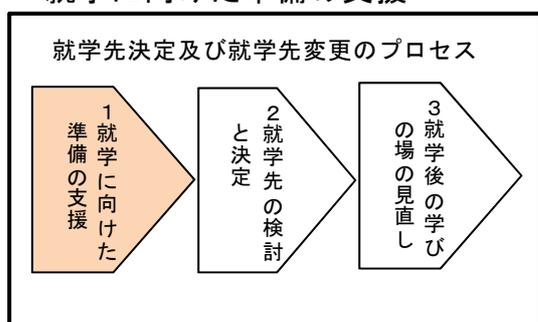
◆法令等に規定されている障がいの種類と程度

障がい種	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
	学校教育法施行令第22条の3による 平成25年10月4日付け25文科初第756号通知による		
視覚障がい 及び弱視	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高いものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障がい 及び難聴	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障がい	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱及び 身体虚弱	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障がい		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がい者が主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じる者（これらの障がい者が主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・ 情緒障がい		1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	〈自閉症〉 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 〈情緒障がい〉 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障がい			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥 多動性障がい			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

第2章 就学先決定及び就学先変更のプロセス

就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要なのかを整理することが重要です。また、障がいのある子どもの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定します。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場について、教育支援委員会等で検討を行うとともに市町教育委員会が**総合的な判断**を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との**合意形成**を進めた上で、最終的には市町教育委員会が決定することになります。

1 就学に向けた準備の支援



就学手続が開始される以前の適切な時期に就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、就学に向けた準備を支援する活動を、早期の段階から時間に余裕をもって計画的に実施することが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。

(1) 就学に関する教育相談等における留意点について

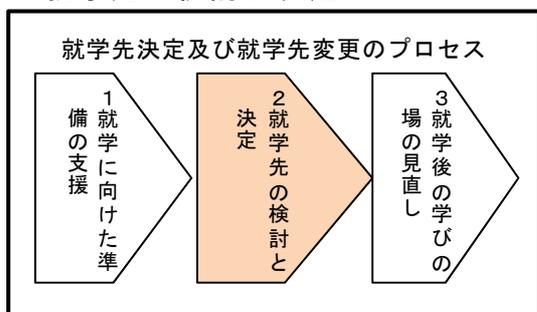
就学に関する相談を進めるに当たっては、多くの保護者は我が子の障がいにとまどいを感じ、不安を抱いている時期であることから、保護者の気持ちを十分に汲み取り、**保護者の伴走者**として対応し、子どもの将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。教育相談や学校見学、体験入学の際に、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討する上で、実際の子どもの活動場面の行動等を観察することは欠かせません。この場合は、市町教育委員会の担当者のほか、就学先として想定される教育機関で行う教育をよく知る者（小・中学校や特別支援学校の担当者、特別支援教育コーディネーター）が、その子どもの実際の活動場면을観察して障がいの状態等を把握するとともに、成長・発達のために必要な指導すべき課題等から教育的ニーズを考察することなどが大切です。

(2) 情報の整理・共有について

市町教育委員会は、具体的な就学先決定等の検討に着実につなげる観点から、教育相談等で得られた情報を適切に整理しておくことが必要です。子どもが通園・通所・通学する認定こども園・幼稚園・保育所等でこれまで何を目標として学んできたのか、身に付いたこと、身に付きつつあること、まだ身に付いていないことなど、その情報

を引き継いで指導・支援すべき課題の整理に生かしていくことも大切です。また、数年後の子どもの学校や学びの場、生活の場等を想定し、そこで必要とされる力や目指す姿を明らかにしていく視点も必要です。さらに、こうした**情報等は、保護者と共有**していく必要があります。

2 就学先の検討と決定



市町教育員会は、域内に住所の存する子どもの適切な就学についての責任を負っています。そのため、就学先決定においては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町教育員会が就学先を決定することになります。

その際、市町教育員会は教育支援委員会の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、**保護者との合意形成**を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

(1) 保護者等からの意見聴取及び意向確認について

市町教育員会は、本人及び保護者から就学に関する意見聴取及び意向確認を行うための就学相談に当たっては、それまでの間、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておく必要があります。また、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしなが**ら、建設的対話に努める**ことが重要です。

◆「合理的配慮」と「基礎的環境整備」について

「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、この合理的配慮の基礎となるものであって、障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

また、合理的配慮は、基礎的環境整備をもとに個別に決定されるものであり、それぞれの「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

(2) 意見聴取及び意向確認時の留意事項について

本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、障害者基本法第16条第2項により「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなくてはなりません。ただし、障害者基本法第16条第1項の「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため」という目的を達成するために就学先となる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者とともに醸成していくことが重要です。

(3) 専門家からの意見聴取について

市町教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等に専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町教育委員会であることに留意する必要があります。また、教育支援委員会において、実際に本人と接したことがない専門家のみで判断することについては、本人及び保護者が不安を感じていることが想定されることから、本人の障がいの状態等を詳細に把握している専門家や本人の支援を行っている関係者等の意見を教育支援委員会等において聴取するなどし、**総合的判断に向けて、きめ細かい情報収集と確認の作業**が求められます。

◆教育支援委員会について

「教育支援委員会」においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のようにその機能の拡充を図っていくことが適当です。

- (ア) 障がいのある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において市町教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

(4) 総合的な判断と就学先決定について

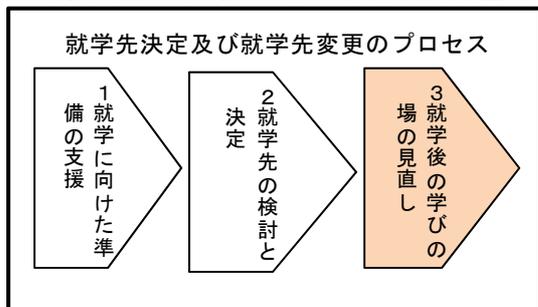
市町教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についても見通しながら判断が行われる必要があります。

また、市町教育委員会は、就学先の決定を受け、これに関する通知を発出する場合、別途、就学校の変更手続（学校教育法施行令第8条及び16条）等による変更がなされない限りは、その子どもはその学校に就学することになります。就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育が受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

(5) 就学先決定にあたり合意形成に至らない場合について

市町教育委員会は、就学に関する事前の相談・支援を早期からきめ細かく行うことにより、就学に関して本人及び保護者と建設的対話により意見聴取・意向確認するなど、**合意形成のプロセス**を丁寧に行うことにより、意見が一致するように努めることが望ましいです。しかし、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町教育委員会の判断の妥当性を市町教育委員会以外の者が評価することで、意見の調整が可能になる場合もあり、あらかじめ、市町教育委員会がこうした意見を調整するためのプロセスを明確化し、本人及び保護者に示しておくことが望ましいです。例えば、本人及び保護者の要望を受けた市町教育委員会からの依頼に基づき、県教育委員会による市町教育委員会に対する指導・助言の一環として、県教育委員会の教育支援委員会等を意見の調整の場として活用することも考えられます。そのほか、より実践的な方法として、例えば、就学に当たっての課題を明確にした上で体験入学を実施し、一定期間の体験入学後に、再び就学先となる学校や学びの場についての検討の場をもつことなども考えられます。その際、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターがセンター的機能の一環で、専門家として参加することも考えられます。

3 就学後の学びの場の柔軟な見直し



就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、**柔軟な学びの場の見直し**ができるようにしていく必要があります。

(1) 継続的な教育相談の実施について

子どもの教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみなら

ず、就学後も引き続き、保護者との教育相談を行う必要があります。ただし、継続的に行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子どもの成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。また、教育支援委員会等については、早期からの教育相談や就学先決定時までの支援のみならず、子どもの就学後の学びの場の変更等についての助言も、その役割に含まれることに留意する必要があります。

(2) 学びの場の変更

就学後も定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を評価・改善していく中で、必要に応じて就学先となる学校や学びの場の変更の必要性について検討することが適当です。この場合、設置義務のある県教育委員会や市町教育委員会と学校が密接に連携を図りつつ、**障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢**で対応することが重要です。なお、個別の教育支援計画や個別の指導計画については、「特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援一切れ目ない支援体制の構築に向けてー」(令和2年3月愛媛県教育委員会)などを参考にして作成し、**引継ぎや見直しを確実に**行うことが大切です。

4 就学に関わる相談担当者等の心構えと求められる専門性

障がいのある子どもの教育に当たっては、その障がいの状態に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このため、就学先となる学校や学びの場の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、就学先の検討に先立って保護者からの意見聴取と意向確認のための就学相談を実施した上で、子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、教育支援委員会等による**専門家の意見聴取を踏まえ、総合的な判断**をすることが重要です。

就学先となる学校や学びの場の検討に関わる関係者の対応如何によっては、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子どもの学習する権利を奪うことになりかねません。

よって、市町教育委員会の担当者をはじめ、就学先決定までのプロセスに関わる者は、障がいのある子どもが、自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる**「生きる力」を培うための大切なスタート**を担っているという自覚を強くもつ必要があります。

市町教育委員会においては、県教育委員会等と連携して、担当者の資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待されます。

第3章 就学事務について

1 就学義務

保護者が子どもを就学させる義務については、日本国憲法第26条、教育基本法第5条、学校教育法第16条及び第17条により、その保護する子を、満6歳に達した日の翌日以後の最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小学校又は特別支援学校小学部及び中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に就学させる義務を負っています。

また、この義務を確実に履行させるために、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校教育法施行令で定められた就学に関する事務を行うこととされています。

◆学校教育法施行令 抜粋

第1章 就学義務

第1節 学齢簿

第1条（学齢簿の編製）

第2条（学齢簿の作成期日）

第3条（学齢簿の加除訂正）

第4条（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

第5条（入学期日の通知、学校の指定、区域外就学等の届出があった場合の適用除外）

第6条（前条の準用）

第6条の2（特別支援学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等でなくなったものの通知）

第6条の3（障害の状態等の変化による特別支援学校から小・中学校への転学）

第6条の4（小・中学校等に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものの通知）

第7条（就学児童生徒の校長への通知）

第8条（指定した学校の変更の校長等への通知）

第9条（区域外就学等〈小・中学校等〉）

第10条（中退児童生徒の教育委員会への通知〈小・中学校等〉）

第3節 特別支援学校

第11条（特別支援学校への就学についての通知）

第11条の2（小学校から特別支援学校中学部へ就学する場合の手続）

第11条の3（学齢簿に新たに記載された場合の手続）

第12条（小・中学校等に在学するものが視覚障害者等となった場合の通知）

第12条の2（障害の状態等の変化による小・中学校等から特別支援学校への転学）

第13条（学齢簿の加除訂正の通知）

第13条の2（区域外就学等の届出の通知）

第14条（特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定）

第15条（認定特別支援学校就学者の校長及び教育委員会への通知）

第16条（指定した学校の変更の通知）

第17条（区域外就学等〈特別支援学校〉）

第18条（中退児童生徒の教育委員会への通知〈特別支援学校〉）

第3節の2 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第18条の2（保護者及び専門家からの意見聴取）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3（視覚障害者等の障害の程度）

2 就学事務に関する手続

(1) 学齢簿の作成

学齢簿は、学齢児童生徒の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の確実な実施を確保するために編製する基本的な公簿です。市町教育委員会は、当該市町の区域内に住所を有する学齢児童生徒及び、翌年度の初めまでに満6歳に達する者について、住民台帳に基づき、学齢簿を編製しなければなりません。後者については、毎年10月1日現在において、10月31日までに編製することになっています。(学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条)

なお、児童生徒が特別支援学校に就学する場合や、区域外就学をしたり、国立や私立の学校に入学したりする場合であっても、学齢簿は、当該児童生徒の住所地の市町教育委員会にあることに留意してください。

また、新たに学齢簿に記載すべき事項や記載した事項に変更が生じたとき、又は、学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければなりません。(学校教育法施行令第3条、第4条)

◆学齢簿に記載すべき事項

- 1 学齢児童生徒に関する事項
氏名、現住所、生年月日及び性別
- 2 保護者に関する事項
氏名、現住所及び保護者と学齢児童生徒との関係
- 3 就学する学校に関する事項
 - ① 当該市町の設置する小学校又は中学校に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日
 - ② 学校教育法施行令第9条に定める手続により当該市町の設置する小学校又は中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
 - ③ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
- 4 就学の督促等に関する事項
学校教育法施行令第20条又は第21条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日
- 5 就学義務の猶予又は免除に関する事項
学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日
- 6 その他必要な事項
市町教育委員会が学齢児童生徒の就学に関し必要と認める事項

(学校教育法施行規則第30条による)

(2) 就学時の健康相談

市町教育委員会は、翌学年の初めから小学校又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者の就学に当たって、学齢簿が作成された後、11月末までに健康診断を実施し、その結果に基づいて、治療の勧告や保健上必要な助言、就学義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関する指導等、適切な措置をとることとされています。

(学校保健安全法第11条、第12条、学校保健安全法施行令第1条)

◆就学時の健康診断における検査項目

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 栄養状態 | ⑤ 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| ② 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | ⑥ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| ③ 視力及び聴力 | ⑦ その他の疾病及び異常の有無 |
| ④ 眼の疾病及び異常の有無 | |

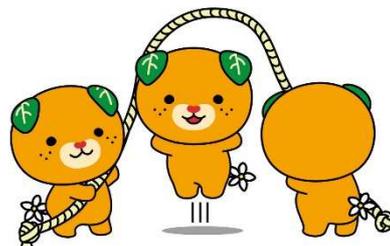
(学校保健安全法施行令第2条による)

(3) 就学義務の猶予又は免除

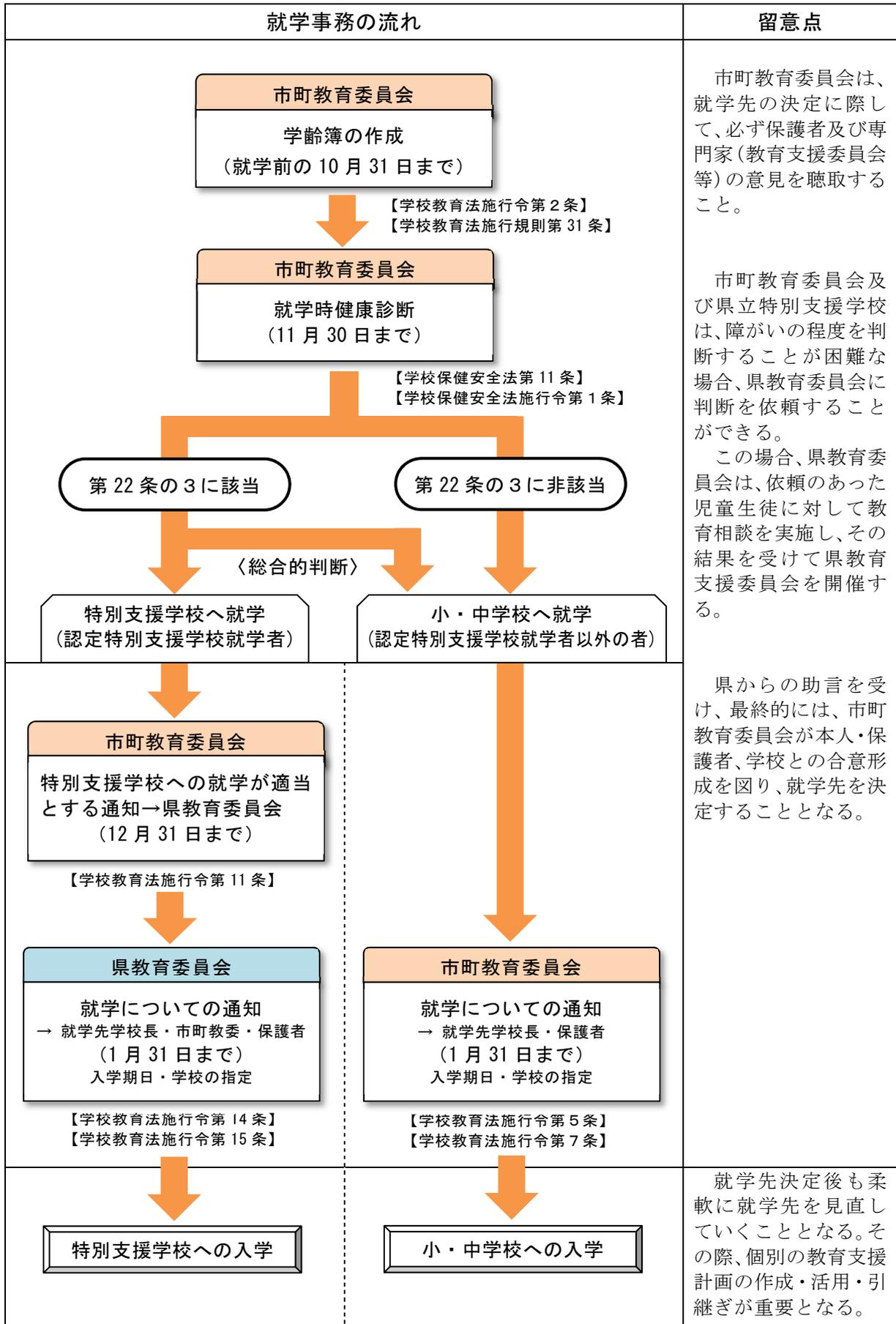
就学義務の例外として、保護者が就学させなければならない学齢児童生徒で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者については、市町教育委員会は、保護者の願い出により、一定の手続を経て就学を猶予又は免除することができることになっています。(学校教育法第18条)

「病弱、発育不完全」とは、治療や生命の維持等のために療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な場合のことを指します。つまり、特別支援学校における教育ができない程度の障がいがある場合をいいます。こうした障がいの状態の判断については、当該市町教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等、その事由を証明する書類を添えて、保護者が市町教育委員会に願い出る必要があります。(学校教育法施行規則第34条)

「その他やむを得ない事由」としては、児童自立支援施設や少年院への入所、外国から帰国した児童生徒の保護者から日本語を習得させるため、一定期間の猶予の申し出があった場合などが挙げられます。なお、経済的事由で就学困難な場合は、市町が必要な援助を行うこととされていることから「その他やむを得ない事由」には含まれません。



◆就学予定者の就学事務フローチャート



第4章 就学事務手続の解説

本章では、障がいのある子どもの就学に係る諸手続について解説します。各学校及び市町教育委員会においては、本章を参考の上、必要な事務手続を速やかに行ってください。

◆手続一覧

手続	ケース	関係様式
手続 1	翌年度の当初から県立特別支援学校に入学	様式 1, 2, 3, 4, 5
手続 2	小・中学校から県立特別支援学校への転学	様式 1, 2, 3, 4, 5
手続 3	県立特別支援学校から小・中学校への転学(視覚障がい者等でなくなった場合)	様式 6, 7
	県立特別支援学校から小・中学校への転学(小・中学校が適当であると思料する場合)	様式 8, 9, 10, 11
手続 4	県立特別支援学校間の転学(他の市町への転居による)	様式 1, 12, 13
	県立特別支援学校間の転学(学校を変更する必要が生じた場合、状態の変化等による)	様式 12, 13
手続 5	県立特別支援学校から県外の特別支援学校への就学(区域外就学)	様式 14, 15
	県立特別支援学校から県外の特別支援学校への就学(一家転住)	参考様式
手続 6	県外から本県の特別支援学校への就学(区域外就学)	様式 14, 16
	県外から本県の特別支援学校への就学(一家転住)	様式 1, 2, 3, 4, 5
手続 7	特別支援学校へ区域外就学した者の終了(本県から他県等)	様式 1, 2, 3, 4, 5
	特別支援学校へ区域外就学した者の終了(他県等より本県)	様式 17
手続 8	県立特別支援学校に就学している者の変更(学齢簿の加除訂正)	様式 18

◆様式一覧

様式	表 題	発	経 由	先
様式 1	特別支援学校に就学すべき者の報告	市町教委	—	県教委
様式 2	入学通知書	県教委	—	保護者
様式 3	特別支援学校に就学すべき児童生徒の入学期日等に通知について	県教委	—	市町教委
様式 4	特別支援学校に就学すべき児童生徒の入学期日等に通知について	県教委	—	校 長
様式 5	別紙	—	—	—
様式 6	(視覚障がい者等) でなくなった者の通知	校 長	—	県教委
様式 7	(視覚障がい者等) でなくなった者の通知	県教委	—	市町教委
様式 8	小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者の通知	校 長	—	県教委
様式 9	小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者の通知	県教委	—	市町教委
様式 10	特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認められた者の通知	市町教委	—	県教委
様式 11	特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認められた者の通知	県教委	—	校 長
様式 12	指定された学校の変更願	保護者	校長・市町教委	県教委
様式 13	指定した学校の変更通知書	県教委	—	保護者・校長・市町教委
様式 14	区域外就学承諾願	保護者	—	他県等教委
様式 15	区域外就学届出書	保護者	—	市町教委
様式 16	区域外就学承諾書	県教委	—	保護者
様式 17	児童生徒の退学通知	校 長	—	市町教委
様式 18	特別支援学校に就学している者についての変更報告	市町教委	—	県教委
参考様式	異動届	校 長	—	県教委

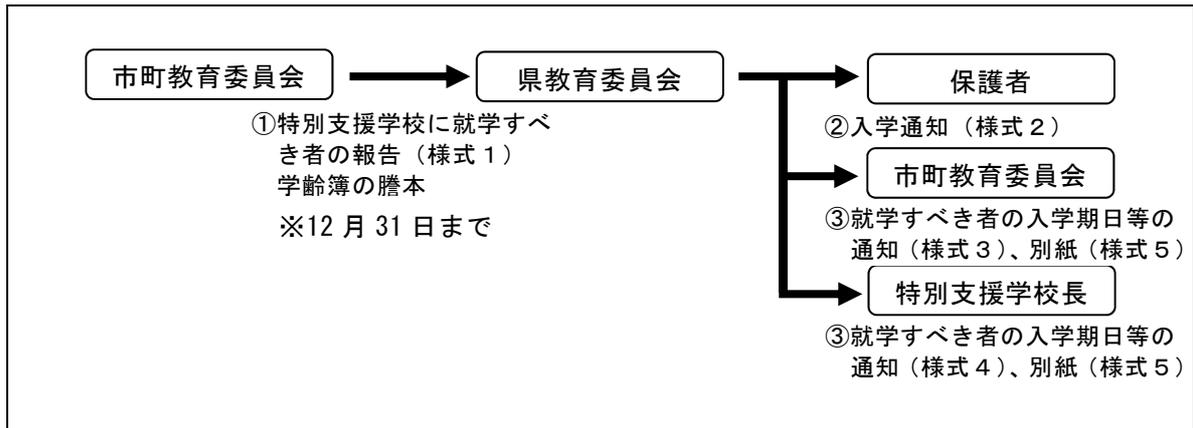
手続 1

翌年度の当初から県立特別支援学校に入学

1 該当するケース

- ア. 県立特別支援学校に小学部 1 年生として入学する場合
- イ. 小学校を卒業後、県立特別支援学校に中学部 1 年生として入学する場合

2 就学手続の流れ



- ① 市町教育委員会は、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し 12 月 31 日までに、その氏名及び県立特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。（学校教育法施行令第 11 条、第 11 条の 2）
- ② 県教育委員会は、保護者に対し、1 月末までに、特別支援学校の入学期日及び指定した特別支援学校を通知する。（学校教育法施行令第 14 条）
- ③ 県教育委員会は、特別支援学校の校長に対しても当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知するとともに、市町教育委員会に対しても当該児童生徒の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知する。（学校教育法施行令第 15 条）

3 留意事項

- 市町教育委員会は、就学先の決定に際して、必ず保護者及び専門家（市町教育支援委員会等）の意見を聴取すること。（学校教育法施行令第 18 条の 2）
- 市町教育委員会は、県教育委員会への通知後に、住所地等の変更により新たに学齢簿に記載された者のうち、認定特別支援学校就学者について、速やかに通知すること。（学校教育法施行令第 11 条の 3）
- 保護者は、学校の指定を受けた後、入学期日までに学校を変更すべき事情が生じたときは、市町教育委員会を経由して県教育委員会に対し、指定校変更の申立をすることができる。（学校教育法施行令第 16 条）
- 区域外就学の届出（学校教育法施行令第 9 条第 1 項又は第 17 条）のあった者については、この手続に該当しない。（学校教育法施行令第 11 条第 3 項、第 14 条第 3 項）

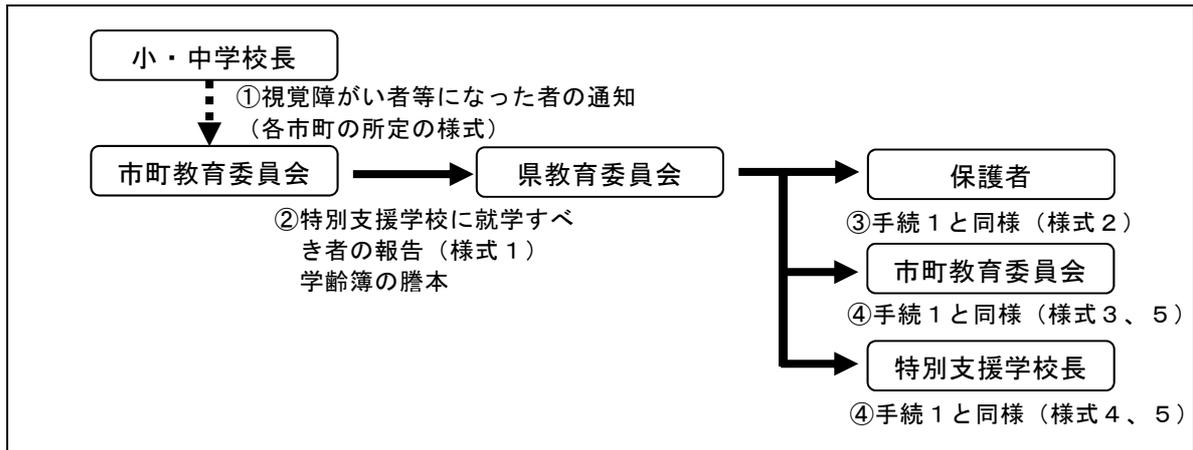
手続 2

小・中学校から県立特別支援学校への転学

1 該当するケース

- ア. 年度途中の県立特別支援学校への転学の場合
- イ. 年度当初の県立特別支援学校への転学の場合

2 就学手続の流れ



- ① 小・中学校等に在学する学齢児童生徒で、視覚障がい者等になったもの（障がいの程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものに限る）があるときは、当該小・中学校等校長は、速やかに市町教育委員会に対し、その旨を通知する。（学校教育法施行令第 12 条第 1 項）
- ② 市町教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかにその氏名及び県立特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。（学校教育法施行令第 11 条、第 12 条第 2 項）
- ③ 県教育委員会は、保護者に対し、速やかに特別支援学校の入学期日及び指定した特別支援学校を通知する。（学校教育法施行令第 14 条）
- ④ 県教育委員会の特別支援学校の校長及び市町教育委員会に対する通知は、【手続 1】と同様。（学校教育法施行令第 15 条）

3 留意事項

- 市町教育委員会は、就学先の決定に際して、必ず保護者及び専門家（市町教育支援委員会等）の意見を聴取すること。（学校教育法施行令第 18 条の 2）
- 市町教育委員会が、引き続き小・中学校に就学することが適当であると思料する場合は、校長にその旨通知すること。（学校教育法施行令第 12 条第 3 項）
- 市町教育委員会は、県立特別支援学校への就学が適当とする場合、必要に応じて転学する旨その他必要な事項を、事前に県教育委員会へ連絡する。また、翌年度当初から県立特別支援学校への就学が適当とする場合、新学齢児と同様に県教育委員会に通知できる場合は 12 月 31 日までとし、それ以降については、速やかにその旨を通知する。

手続 3

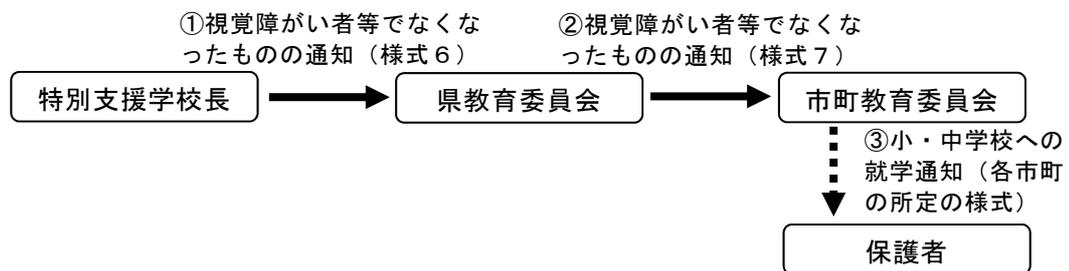
県立特別支援学校から小・中学校への転学

1 該当するケース

- ア. 視覚障がい者等でなくなった場合
- イ. 障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等の変化により、小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合

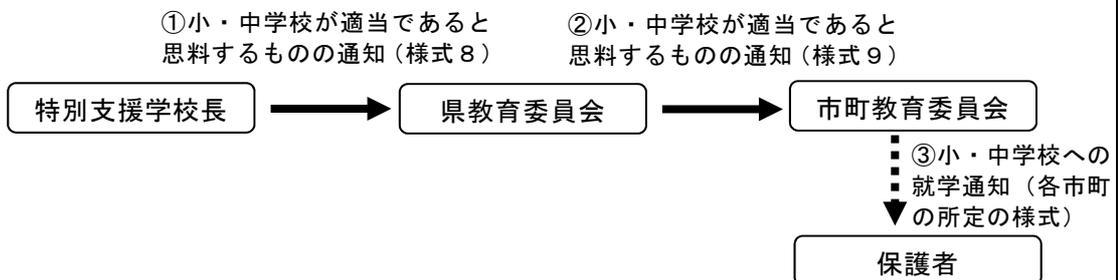
2 就学手続の流れ

ア. 視覚障がい者等でなくなった場合



- ① 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障がい者等でなくなったものがあるときは、特別支援学校長は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。（学校教育法施行令第6条の2第1項）
- ② 県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、市町教育委員会に対し、速やかに氏名及び視覚障がい等でなくなった旨を通知する。（学校教育法施行令第6条の2第2項）
- ③ 市町教育委員会は、②の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに小・中学校への就学を通知する。（学校教育法施行令第5条、第6条）

イ. 小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合



- ① 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、小・中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障がい者等でなくなった者を除く）がある場合、特別支援学校長は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。（学校教育法施行令第6条の3第1項）
- ② 県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、市町教育委員会に対し、

速やかに氏名及びその旨を通知する。(学校教育法施行令第6条の3第2項)

- ③ 市町教育委員会は、②の通知を受けた学齢児童生徒について小・中学校に就学することが適当であると判断した場合、その保護者に対し、速やかに小・中学校への就学を通知する。(学校教育法施行令第5条、第6条)

3 留意事項

- 県立特別支援学校長は、イの通知をするに当たり、必ず保護者の意見聴取を行うこと。また、必要に応じて転学先の学校に転出する旨その他必要な事項を、事前に県教育委員会へ連絡すること。
- 引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合、県教育委員会に、速やかにその旨を通知(様式10)すること。(学校教育法施行令第6条の3第3項)
それを受け、県教育委員会は、当該特別支援学校長に、速やかにその旨を通知(様式11)することとなる。(学校教育法施行令第6条の3第4項)

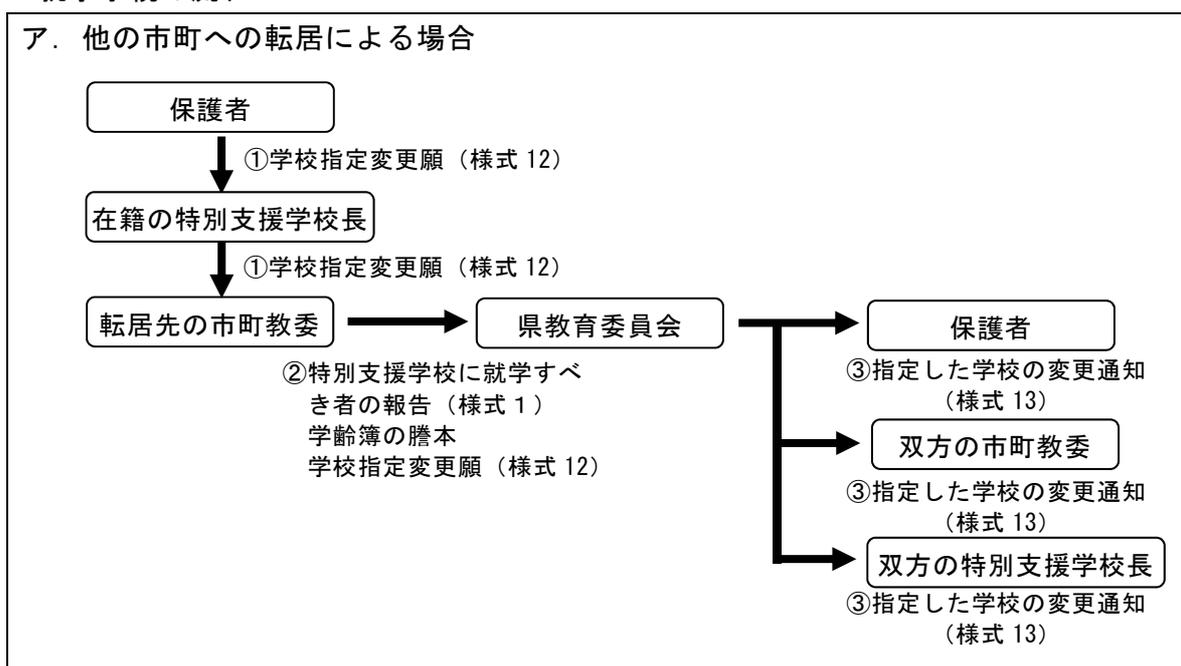
手続4

県立特別支援学校間の転学

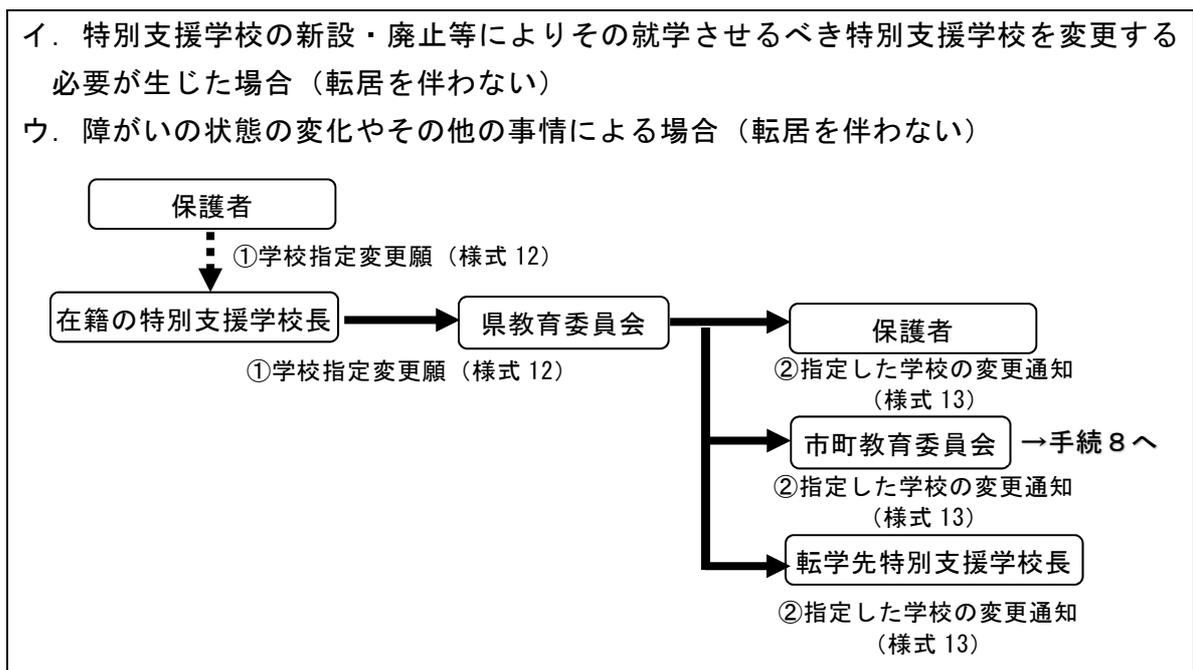
1 該当するケース

- ア. 他の市町への転居による場合
- イ. 特別支援学校の新設・廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要がある場合(転居を伴わない)
- ウ. 障がいの状態の変化やその他の事情による場合(転居を伴わない)

2 就学手続の流れ



- ① 保護者は、在籍の特別支援学校、転居先の市町教育委員会を経由して、学校指定変更願を県教育委員会に提出する。(学校教育法施行令第16条)
- ② 転居先の市町教育委員会は、保護者からの学校指定変更願を受け、認定特別支援学校就学者の認定をした場合、県教育委員会に対し、速やかにその氏名及び県立特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。(学校教育法施行令第11条の3)
- ③ 県教育委員会は、相当と認めるときは、指定した特別支援学校を変更し、保護者、住所の存する市町教育委員会、転居先の市町教育委員会、在籍の特別支援学校の校長、新たに指定した特別支援学校の校長に通知する。(学校教育法施行令第16条)



- ① 対象児童生徒が在籍する特別支援学校は、保護者からの学校指定変更願を受け、県教育委員会に対し、速やかにその旨を通知する。(学校教育法施行令第16条)
- ② 県教育委員会は、相当と認めるときは、指定した特別支援学校を変更し、保護者、市町教育委員会、在籍の特別支援学校の校長及び転学先の特別支援学校の校長に通知する。(学校教育法施行令第16条)

3 留意事項

- 対象児童生徒が在籍する県立特別支援学校長は、必要に応じて転学先の学校に転出する旨その他必要な事項を、事前に県教育委員会へ連絡すること。
- 転居により学校指定変更願の提出があった学齢児童生徒について、転居先の市町教育委員会が小・中学校への転学が適当と判断した場合は、保護者と合意形成を図った上で、保護者及び就学先の小・中学校に対して転学に係る通知をする。

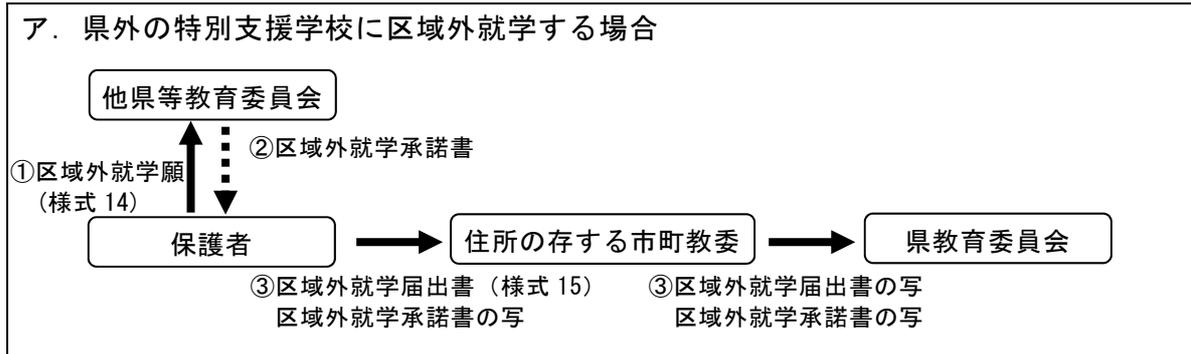
手続 5

県立特別支援学校から県外の特別支援学校への就学

1 該当するケース

- ア. 県内に住所を置いたまま、県外の特別支援学校に就学（区域外就学）する場合
- イ. 転居をして他の都道府県の特別支援学校に就学する場合

2 就学手続の流れ



- ①② 県外の医療機関への入院等により、県内に住所を置いたまま県外の特別支援学校に就学する場合、区域外就学の手続が必要となる。その保護者は、就学させようとする特別支援学校を設置する都道府県教育委員会等の就学を承諾する書面を添え、その旨を住所の存する市町教育委員会に届け出る。(学校教育法施行令第17条)
- ③ 市町教育委員会は、保護者からの区域外就学の届出を受け、県教育委員会に対し、速やかにその旨を通知する。(学校教育法施行令第13条の2)

イ. 転居をして他の都道府県の特別支援学校に就学する場合



在籍特別支援学校の校長は、異動届を県教育委員会に提出する。

3 留意事項

- 区域外就学の手続は、都道府県によって異なり、区域外就学願及び承諾書を県教育委員会経由で送付する場合もあることに留意する。
- 区域外就学願等について、他県等が指定する様式がある場合は、その様式により手続を行う。
- 対象児童生徒が在籍する県立特別支援学校長は、必要に応じて県外へ転出する旨その他必要な事項を、事前に県教育委員会へ連絡すること。

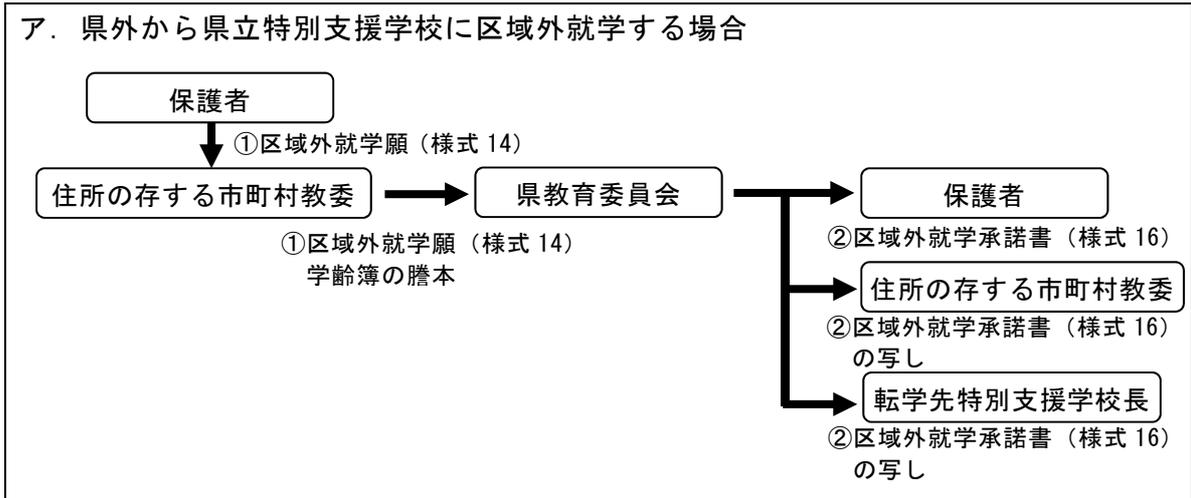
手続 6

県外から本県の特別支援学校への就学

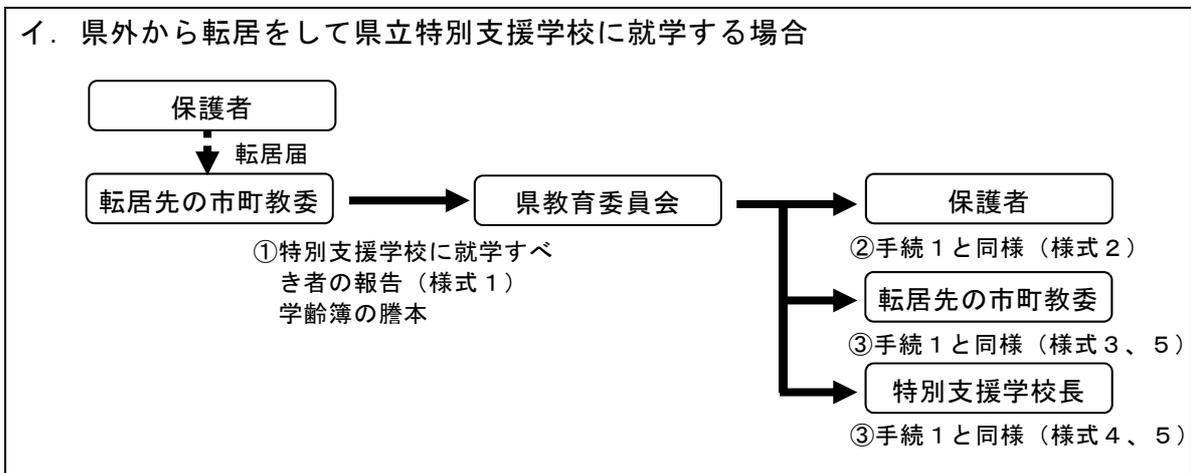
1 該当するケース

- ア. 県外から県立特別支援学校に区域外就学する場合
- イ. 県外から転居をして県立特別支援学校に就学する場合

2 就学手続の流れ



①② 県内の医療機関への入院等により、県外に住所を置いたまま県立特別支援学校に就学する場合、区域外就学の手続が必要となる。(学校教育法施行令第 17 条)



- ① 転居先の市町教育委員会は、認定特別支援学校就学者の認定をした場合、県教育委員会に対し、速やかにその氏名及び県立特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。(学校教育法施行令第 11 条の 3)
- ② 県教育委員会は、保護者に対し、速やかに特別支援学校の入学期日及び指定した特別支援学校を通知する。(学校教育法施行令第 14 条)
- ③ 県教育委員会の特別支援学校の校長及び市町教育委員会に対する通知は、【手続 1】と同様。(学校教育法施行令第 15 条)

3 留意事項

転居してきた児童生徒の就学先を決定するのは、転居先の市町教育委員会であり、就学先の決定に際しては、必ず保護者及び専門家（市町教育支援委員会等）の意見を聴取すること。（学校教育法施行令第18条の2）

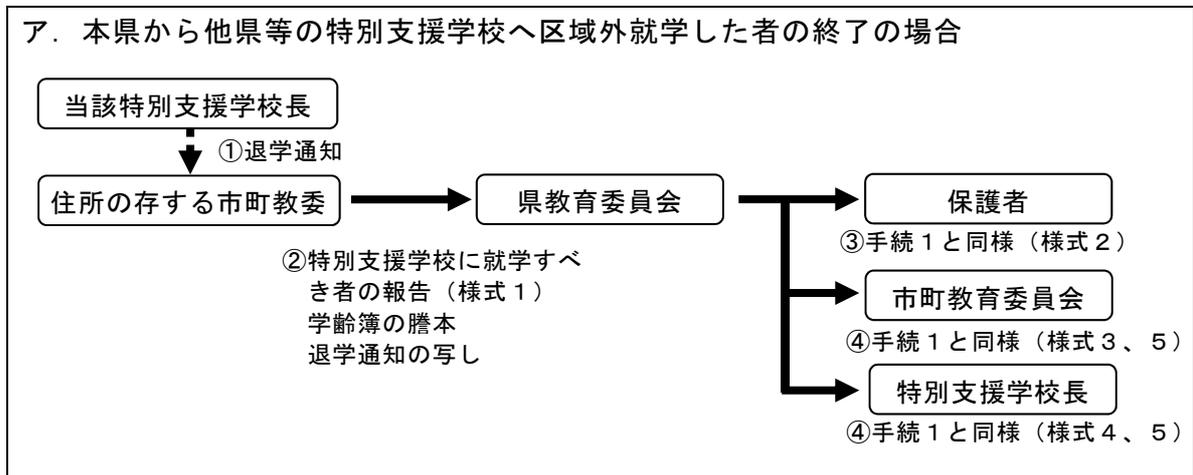
手続7

特別支援学校へ区域外就学した者の終了

1 該当するケース

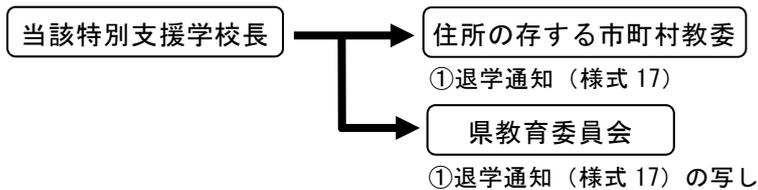
- ア. 本県から他県等の特別支援学校へ区域外就学した者の終了の場合
- イ. 他県等より本県の特別支援学校へ区域外就学した者の終了の場合

2 就学手続の流れ



- ① 他県等の特別支援学校での区域外就学が終了した場合、当該特別支援学校長は、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会に通知する。（学校教育法施行令第18条）
- ② 市町教育委員会は、認定特別支援学校就学者の認定をした場合、県教育委員会に対し、速やかにその氏名及び県立特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。（学校教育法施行令第11条の3第2項）
なお、小・中学校への転学が適当と判断した場合は、小・中学校への就学手続を行う。（学校教育法施行令第6条第4項）
- ③ 県教育委員会は、保護者に対し、速やかに特別支援学校の入学期日及び指定した特別支援学校を通知する。（学校教育法施行令第14条）
- ④ 県教育委員会の特別支援学校の校長及び市町教育委員会に対する通知は、【手続1】と同様。（学校教育法施行令第15条）

イ. 他県等より本県の特別支援学校へ区域外就学した者の終了の場合



- ① 県内の医療機関への入院等により、特別支援学校に区域外就学をした者が、治療の終了等により退学する場合、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知する。（学校教育法施行令第 18 条）
また、その写しを県教育委員会に送付する。

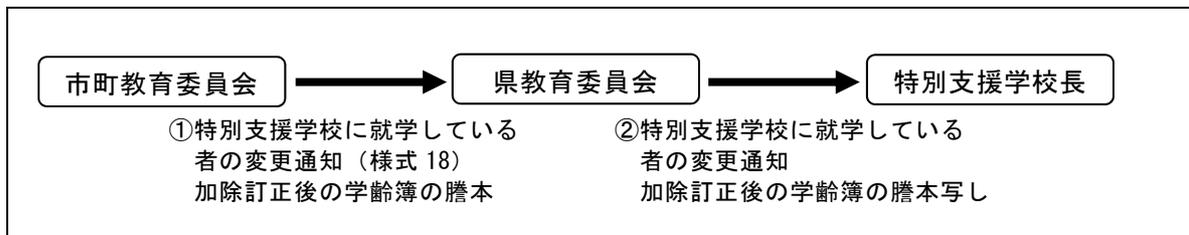
手続 8

県立特別支援学校に就学している者の変更（学齢簿の加除訂正）

1 該当するケース

- ア. 県立特別支援学校に在学する児童生徒について、新たに学齢簿に記載すべき事項が生じた場合
イ. 同じく学齢簿に記載した事項に変更が生じた場合
ウ. 同じく学齢簿の記載に錯誤もしくは遺漏がある場合

2 手続の流れ



- ① 市町教育委員会は、特別支援学校に就学している学齢児童生徒について、学齢簿の加除訂正を行った場合は、その旨を県教育委員会に通知する（学校教育法施行令第 3 条、第 13 条）。
- ② 県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、在籍する特別支援学校の校長にその旨を通知する。また、学校においては、指導要録等の加除訂正を行う。

3 留意事項

- 住所地変更の際に市町変更を伴う場合、転入先の市町教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知する。【手続 1】参考
- 就学すべき者の報告から入学までの間に住所等の変更があった場合は、速やかに県教育委員会に連絡する。

〈様式 1〉

特別支援学校に就学すべき者の報告

(番号)

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会 様

(教育委員会名)

(第 11 条 第 1 項)
 (第 11 条 の 2)
 (第 11 条 の 3) の規定により、次のとおり報告します。
 (第 12 条 第 2 項)
 (第 12 条 の 2 第 2 項)

児童			生徒		保護者	
氏名	性別	生年月日	住所	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者 の氏名)	住所	
				入学前の経歴		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 学齢簿の謄本（学校教育法施行令第 1 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって学齢簿を調整している市町教育委員会にあっては、その者の学齢簿に記載されている事項を記載した書類）を添えること。

〈様式2〉

入 学 通 知 書

(保 護 者) 様

学校教育法施行令第14条の規定に基づき、次のとおり通知します。

※入学に係る準備等詳細については、後日、当該学校長より連絡があります。

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会

児童生徒氏名	
入学する学校	
入 学 期 日	令和 年 月 日

(※ 翌年度の当初から県立特別支援学校に入学する場合に記載)

〈様式3〉

(番 号)

令和 年 月 日

(市町) 教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

特別支援学校に就学すべき児童生徒の入学期日等の通知について

学校教育法施行令第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴教育委員会から通知のあった児童生徒の入学期日等について、同施行令第15条の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

〈様式4〉

(番 号)

令和 年 月 日

(特別支援学校) 校長 様

愛媛県教育委員会教育長

特別支援学校に就学すべき児童生徒の入学期日等の通知について

学校教育法施行令第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（市町）教育委員会から通知のあった児童生徒の入学期日等について、同施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

〈様式5〉

別紙

児童生徒					学校名	保護者	入学期日
氏名	性別	生年月日	現住所	入学前の経歴			

〈様式6〉

(視覚障がい者等) でなくなった者の通知

(番 号)

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

(特別支援学校) 校長 (氏 名)

学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

氏 名	児 童 生 徒			保 護 者		転学年月日 (転学先学校)	
	性別	生年月日	部学年	住 所	住 所		氏 名
理 由							

〈様式7〉

(視覚障がい者等) でなくなった者の通知

令和 年 月 日

(市町) 教育委員会 様

愛媛県教育委員会

学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、次のとおり通知します。

児童生徒				保護者		
氏名	性別	生年月日	住所	転学前学校名 及び学年 (転出年月日)	氏名	住所
理由						

〈様式8〉

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者の通知

(番 号)

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

(特別支援学校) 校長 (氏 名)

学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、次のとおり通知します。

児童生徒				保護者	
氏名	性別	生年月日	住所	氏名	住所
理由					

〈様式9〉

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者の通知

令和 年 月 日

(市町) 教育委員会 様

愛媛県教育委員会

学校教育法施行令第6条の3第2項の規定により、次のとおり通知します。

児童生徒				保護者	
氏名	性別	生年月日	住所	氏名	住所
理由					

〈様式 10〉

特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認められた者の通知

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会 様

(市町) 教育委員会

学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により、次のとおり通知します。

児童生徒				保護者	
氏名	性別	生年月日	住所	氏名	住所
理由					

〈様式 11〉

特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認められた者の通知

令和 年 月 日

(特別支援学校) 校長 様

愛媛県教育委員会

学校教育法施行令第 6 条の 3 第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

児童生徒				保護者	
氏名	性別	生年月日	住所	氏名	住所
理由					

〈様式 12〉

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会 様

保護者氏名（自署）

住 所

指定された学校の変更願

このことについて、次のとおり指定された学校を変更したいので、よろしく
お願いします。

児 童 生 徒	ふりがな 氏 名			
	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	
	現住所			
指定された学校	愛媛県立			
変更を希望する 学 校	愛媛県立			
理 由				

〈様式 13〉

指定した学校の変更通知書

(保護者) 様
(特別支援学校) 校長 様
(市町) 教育委員会 様

学校教育法施行令第 16 条の規定に基づき、次のとおり通知します。

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会

児 童 生 徒	氏 名			
	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	
	現住所			
保 護 者	氏 名			
	現住所			
入 学 期 日	令和 年 月 日			
入学する学校 及び学年				
指 定 を 取り消した学校				
変 更 の 理 由				

〈様式 14〉

令和 年 月 日

(当該都道府県) 教育委員会 様

保護者氏名 (自署)

住 所

区 域 外 就 学 承 諾 願

このことについて、次のとおり区域外就学させたいので、御承諾くださるようお願いいたします。

児 童 生 徒	ふりがな 氏 名			
	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	
	現住所			
現 在 籍 校 及 び 学 年				
就学を希望する 学校名及び学年				
就学希望年月日	令和 年 月 日			
理 由				

〈様式 15〉

令和 年 月 日

(住所の存する市町) 教育委員会教育長 様

保護者氏名 (自署)

住 所

区 域 外 就 学 届 出 書

このことについて、次のとおり区域外就学させますので、承諾書を添えて届け出ます。

児 童 生 徒	ふりがな 氏 名			
	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	
	現住所			
学校名及び学年				
入 学 期 日	令和 年 月 日			
理 由				

〈様式 16〉

区域外就学承諾書

(保 護 者) 様

令和 年 月 日付けで願い出のありました区域外就学について、次のとおり承諾します。

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会

児 童 生 徒	氏 名			
	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	
	現住所			
保 護 者	氏 名			
	現住所			
入 学 期 日	令和 年 月 日			
入学する学校 及 び 学 年				
学校の所在地				
備 考				

〈様式 17〉

児童生徒の退学通知

(番号)
令和 年 月 日

(市町村教育委員会教育長) 様

(特別支援学校) 校長 (氏 名)

学校教育法施行令第 18 条の規定により、次のとおり通知します。

児童生徒				保護者	
氏名	性別	生年月日	住所	氏名	住所
理由					
備考		本校には、令和 年 月 日まで在籍			

〈様式 18〉

特別支援学校に就学している者についての変更報告

(番 号)
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会 様

(市町) 教育委員会

学校教育法施行令第13条の規定により、次のとおり報告します。

	児 童 生 徒			保 護 者		
	氏 名	性別	生年月日	住 所	氏 名	住 所
変 更 前						
変 更 後						
変更期日	令和	年	月	日	児童生徒在籍校	

注 学齢簿の謄本（学校教育法施行令第1条第3項の規定により磁気ディスクをもって学齢簿を調整している市町教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記載されている事項を記載した書類）を添えること。

〈参考様式〉

異動届

(番号)
令和 年 月 日

特別支援教育課長 様

(特別支援学校) 校長 (氏名)

このことについて、次のとおり報告します。

児童生徒				保護者		
氏名	性別	生年月日	住所	学部・学年	氏名	住所
転出先学校名					転出年月日	
理由						
備考						

第5章 教育支援に関するQ&A

Q 1 市町教育委員会が一貫した教育支援を行うに当たって、どのような体制を整備すればよいですか。

A 1 早期からの一貫した支援を行うためには、市町教育委員会が、乳幼児健康診断等の実施や早期支援に関わる保育所や幼稚園、医療機関、福祉施設等を所管する市町担当部局との連携を密にし、関係する情報を適切に共有するなど、円滑な連携体制を整えることが必要です。

また、教育相談の実施や個別の教育支援計画の活用を進めるために、特別支援教育の経験豊かな小・中学校の教員を含む市町教育支援委員会や地域の特別支援学校のセンター的機能の活用を図っていくことなどが考えられます。

Q 2 保護者への就学に関する情報は、いつから、どのような内容を提供すればよいですか。

A 2 本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学に向けた準備を支援する活動を計画的に実施し、保護者の意見聴取や意向確認を行うことが必要です。その内容として、全体的な事務手続の流れ、就学に関する説明や相談、学校見学や体験入学のスケジュール等、域内の学校や支援体制の状況等を分かりやすく伝えることが考えられます。その際、就学先についての意見聴取が行われること、実際の就学先決定後も障がいの状態等を踏まえ柔軟に転学が可能であることも伝え、その理解を促すことが大切です。

Q 3 就学先決定に当たって、本人・保護者の意向を尊重しなければならないとされていますが、そのことをどう捉えればよいですか。

A 3 本人・保護者の意向を尊重するということと、本人・保護者の意見のとおり就学先を決定することとは異なります。市町教育委員会が、専門家からの意見聴取を行いつつ、本人・保護者に対し、十分な情報を提供し、可能な限りその意向を尊重し、本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが大切です。保護者の思いを受け止めながら、本人に必要な支援について、共通認識を図っていくことが重要です。

Q 4 インクルーシブ教育システムの構築とは、どのような学びを目指すのですか。

A 4 インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを目指すべきとされています。それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習に参加している実感や達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが重要です。あくまで

も、その子どもが十分な教育を受けられる学びの場はどこなのかという視点で、就学先を十分に検討する必要があります。

Q 5 合理的配慮とは、どのようにして決められるのですか。

A 5 合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面等を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとし、現在必要とされていることは何か、何を優先して提供する必要があるのかなどについて、本人や保護者、関係機関等と共通理解を図り、個別に判断します。また、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるため、合理的配慮が提供できているかという観点から評価し、P D C Aサイクルを確立させていくことが重要です。

Q 6 本人・保護者と市町教育委員会、学校等との合意形成に至らなかった場合の対応をどうすればよいですか。

A 6 例えば、県教育委員会による市町教育委員会に対する指導・助言の一環として、「愛媛県教育支援委員会」を活用することが考えられます。その指導・助言を受けながら、最終的には市町教育委員会が就学先の決定をすることとなります。

市町教育委員会は、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行い、保護者・本人と十分に話し合い、意見が一致するように努めることが望まれます。

Q 7 特別支援学校に就学する場合、就学相談を受ける必要がありますか。

A 7 必ず就学相談を受ける必要があります。就学相談は、障がいのある子どもの適切な教育を保障するために、保護者及び本人と市町教育委員会との間で行われる相談です。市町教育委員会は、子どもの適切な就学を実現するために、保護者等が就学相談を受けやすい環境づくりを進めていくことが大切です。

また、特別支援学校に入学や転学を希望する場合、本人や保護者が希望している特別支援学校において、学校見学や体験入学を行い、教育内容について十分理解できるようにするとともに、障がいの程度や発達の状態、教育的ニーズ等に関して、就学相談を受けることが必要です。

なお、特別支援学校高等部への入学を希望する場合も同様に、学校見学や教育相談を行うことが大切です。

Q 8 福祉施設に入所した場合、就学先は特別支援学校になるのですか。

A 8 福祉施設に入所することによって、就学先が特別支援学校となるわけではありません。障がいの程度が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に示される程度である者が特別支援学校へ就学可能です。就学先は、児童生徒の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた上で、総合的な観点から判断する必要があります。市町教育委員会は、児童相談所等との連携を密にし、適切に就学先の検討を行うことが大切です。

第6章 関係法令等

1 学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

第一章 就学義務

第一節 学齢簿

（学齢簿の編製）

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

- 2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。
- 3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。
- 4 第一項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもって調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）

第四条 第二条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條又は第二十三條の規定による届出（第二条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつてはその区の区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一條の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

- 二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
- 五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもって学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

（学齢簿の加除訂正の通知）

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

	2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度もの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山 中 伸 一

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

- 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必

要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程

度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する

能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとられることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、

市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

4 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（通知）

3 文科初第608号
令和3年6月30日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 殿
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）」が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実資するよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10年）」の内容を充実す

べきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改訂の基本方針

1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、の三つ

の観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

（1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

（2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

（3）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たってのプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

（4）情報の引継ぎ（第3章の11 関係）

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するような解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実を図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）Ⅰ．視覚障害、Ⅱ．聴覚障害、Ⅲ．知的障害、Ⅳ．肢体不自由、Ⅴ．病弱・身体虚弱、

VI. 言語障害、VII. 自閉症、VIII. 情緒障害、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

- 1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）
医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総合的な管理体制の構築等について示したこと。
- 2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）
医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

■TEL 089-912-2965 ■FAX 089-912-2964

■E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp

■HP <https://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji>

